

令和2年3月19日

岡山県建設工事成績評定及び通知要領の改定について お知らせ

岡山県土木部

岡山県建設工事成績評定及び通知要領の改定をしましたので、お知らせします。

1 改定の概要

(1) 工事成績評定の対象工事の金額を次のとおり改定します。

現行：最終の請負代金額が500万円以上の工事

改定：当初の請負代金額が1,000万円以上の工事

(2) 工事成績評定を省略する工事に「仮設構造物のみの工事」を追加します。

(3) 週休2日工事及びICT活用工事の促進を図るため、これらの工事の成績評定に係る審査項目別運用表を改定します。

※詳細については、岡山県建設工事成績評定及び通知要領のページをご覧ください。

(<http://www.pref.okayama.jp/page/446599.html>)

2 適用

令和2年4月1日以降にしゅん功検査を行う工事から適用します。

【問合せ先】

土木部 技術管理課技術指導班 TEL086-226-7460

岡山県建設工事成績評定及び通知要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県農林水産部、土木部及びその他知事が特に認める機関が発注する建設工事（以下「工事」という。）の技術水準の向上、品質の確保及び請負業者の指導育成を図ることを目的として、工事の成績評定（以下「評定」という。）及び評定の結果の通知（以下「通知」という。）に関して必要な事項を定める。

(評定の対象)

第2条 評定及び通知は、前条に掲げる工事のうち当初の請負代金額が1,000万円以上の工事を対象として実施する。なお、別表1に示す工事については、評定を省略する。
ただし、工事の内容により、評定及び通知を行うことが特に必要であると認められる場合には、当該工事を評定及び通知の対象に加えることとする。

(評定者)

第3条 評定を実施する者（以下「評定者」という。）は、監督員、担当課長等、検査員の3者が行う。ただし、これによりがたい場合は、工事を発注した所属長が別途指定するものとする。

- 2 監督員とは、当該工事について岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）第16条第2項の規定により契約担当者から委任を受けた者をいう。
- 3 担当課長等とは、当該工事を所管する県民局農林水産事業部、建設部又は出先機関の課長若しくは班長又は本庁の班長その他これらに類する者をいう。
- 4 検査員とは、岡山県工事検査規程（昭和41年岡山県訓令第16号）第3条の規程による工事の検査を行う者をいう。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事の検査又は監督員により確認した事項に基づき、工事ごとにしゅん功検査の完了後に実施する。

- 2 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は、別記様式第2「細目別評定点採点表」により行うものとする。
- 4 評定結果は、別記様式第3「建設工事成績評定表」（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定表の提出等)

第5条 評定者は、評定を実施した後、評定表を遅滞なく知事又は県民局長等（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

- 2 知事等は、前項の規定により評定表の提出を受けたときは、別記様式第4「建設工事成績評定結果通知書」により当該評定の結果を速やかに当該工事の請負者（以下「請負者」という。）に通知する。

(評定の修正)

第6条 評定者は、前条の規定により評定の結果を通知した後においてかしが判明したことで等により、当該評定を修正する必要があるときは、速やかにこれを修正し、知事等に提出するものとする。

2 前条第2項の規程は前項の場合において準用する。

(説明の請求)

第7条 前2条の規程による評定の結果の通知を受けた請負者は、知事等に対して評定点について説明を求めることが出来る。

2 前項の規定による説明の請求は、評定の結果の通知を受け取った日から起算して14日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に書面により行わなければならない。

3 前項の規定による書面の提出先は、工事を発注した本庁担当課又は県民局農林水産事業部、建設部もしくは出先事務所等の長あてとする。

(説明の請求に対する回答)

第8条 知事等は、前条の規定による説明を求められたときは、求められた内容についての回答を別記様式第5「建設工事成績評定結果説明書」により速やかに行わなければならない。

2 知事等は、前項の規定により回答するときは、回答する内容について建設工事成績評定評価委員会に意見を求めることが出来る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、評定及び通知に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附則

平成28年2月15日 考査項目別運用表に港湾工事を追加

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 評定を省略する工事

<p>(1) 工事目的物を伴わない建設工事 撤去のみの工事（旧橋撤去、土砂（残土・崩土）撤去等）、掘削（堆積物の掘削など単純な維持管理的な工事）のみの工事、<u>仮設構造物のみの工事</u></p>
<p>(2) 簡易な維持修繕工事等 道路照明、排水ポンプ等の既存施設の部品交換のみの簡易な維持修繕工事等</p>
<p>(3) 災害復旧及び災害の防止のため速やかな施工が求められる応急的又は緊急的に行う工事</p>

考査項目別運用表

(監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e		
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である		
		<p>●評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 2 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 3 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 4 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 5 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 6 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 7 その他 (理由: _____) 			<p>□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>		<p>□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が 90%以上 a</p> <p>評価値が 80%以上 90%未満 b</p> <p>評価値が 80%未満 c</p>		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。</p> <p>⑤ 岡山県週休 2 日工事特記仕様書による週休 2 日工事を達成した場合は、上記①～④によって得た評価を 1 段階上げる (既に a 評価の場合は a とする)。ただし、工程管理に関して文書による改善指示が行われた場合は、規定どおり d 又は e 評価とする。</p>				

考查項目別運用表

(監督員)

考查項目	細別	工夫事項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【施工】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 7 照明などの視界の確保に関する工夫。 8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 9 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 10 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 15 情報化施工技術を活用した工事。(ICT活用工事の場合は除く。) 16 特殊な工法や材料を用いた工事。 17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <p>【品質】</p> <ol style="list-style-type: none"> 18 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 19 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 20 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 21 配筋、溶接作業等に関する工夫。 <p>【安全衛生】</p> <ol style="list-style-type: none"> 22 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 23 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 24 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 25 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 26 一般重車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫。 27 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 28 環境保全に関する工夫。 <p>【その他】</p> <p>29 その他 {理由: _____}</p> <p>30 その他 {理由: _____}</p> <p>31 その他 {理由: _____}</p>
	記述評価 (評価内容を 詳細記述)	評点: _____ 点

ICT活用工事に係る評価

岡山県土木部所管工事におけるICT活用工事試行要領によるICT活用工事について、

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

以上①～⑤のプロセスをそれぞれ実施した場合は、下欄の※1～※4に加えて、次により加点評価する。(ICT活用工事を実施した場合は、他の創意工夫と合わせて最大14点の範囲の加点評価となる。)

- ・ 5プロセス全てを実施した場合 7点
- ・ 4つ又は3つのプロセスを実施した場合 5点
- ・ 2つ又は1つのプロセスを実施した場合 3点

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい(1項目3点まで)。

※3. 全体で最大7点の範囲の加点評価とする。

※4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

【運用】 創意工夫においては、施工計画書にそのことが記載され、又は事前に請負人から自主的に資料が提出され、それらの項目が該当すると判断し施工等に反映されていた場合に評価する。

考査項目別運用表

(担当課長等)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理がやや優れている	他の評価に該当しない	工程管理がやや劣っている	工程管理が劣っている
	<p>※該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類をもとに総合的に判断して評価する。</p> <p>●評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 災害復旧工事など工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 その他 理由： _____ <p>●判断基準</p> <p>①上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <p>②岡山県週休2日工事特記仕様書による週休2日工事を達成した場合は、上記①によって得た評価を1段階上げる（既にa評価の場合はaとする）。</p>					
	III. 安全対策	a	b	c	d	e
	<p>安全対策が優れている</p> <p>安全対策がやや優れている</p> <p>他の評価に該当しない</p> <p>安全対策がやや劣っている</p> <p>安全対策が劣っている</p> <p>※該当項目を現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類をもとに総合的に判断して評価する。</p> <p>●評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 その他 理由： _____ <p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					